

経支第 775 号
令和 4 (2022) 年 3 月 17 日

各 団 体 の 長 様

栃木県産業労働観光部長

業界団体に対する新型コロナウイルス感染症の感染対策徹底の周知について（依頼）

本県の産業労働観光行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県では、まん延防止等重点措置が3月21日をもって解除されることになったことを受け、本日開催した第79回新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、警戒度レベルを引き続き「2（警戒を強化すべきレベル）」とするとともに、当面の間は感染再拡大の防止を徹底する期間として、基本的な感染対策の徹底等を県民・事業者に呼びかけることとしました。

つきましては、栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長から各団体宛ての通知を別添のとおり送付しますので、貴団体会員等に対する周知について御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

経営支援課
TEL : 028-623-3171

感対第 822 号
令和 4 (2022) 年 3 月 17 日

各関係団体等の長 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

業界団体に対する新型コロナウイルス感染症の感染対策徹底の周知について（依頼）

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

本県の新規感染者数は、継続して今週前週比が 1.0 を下回るなど減少が継続し、全ての世代で減少傾向を示しています。また、病床使用率も緩やかに減少が続き 3 割を下回るとともに、中等症者数や重症者数も減少傾向にあります。

このような中、本県におけるまん延防止等重点措置が 3 月 21 日をもって解除されることとなりましたが、病床使用率の警戒度レベルがレベル 2 にあることや、新規感染者数の減少のスピードも緩やかであること等を総合的に勘案し、警戒度レベルは引き続き「2（警戒を強化すべきレベル）」とするとともに、当面の間は感染再拡大の防止を徹底する期間として、基本的な感染対策の徹底等を県民・事業者に呼びかけることとしました。

つきましては、貴団体員等に対し、別添について周知してくださいますようお願いいたします。

加えて、令和 4 年 3 月 16 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡を受け、オミクロン株の特徴（潜伏期間・発症間隔が短い）を踏まえた濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査に関する本県の対応を下記のとおりとしましたので、併せて御周知願います。なお、下記取扱は令和 4 (2022) 年 3 月 17 日から適用します。

記

1 感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定と行動制限について

(1) 同一世帯内で感染者が発生した場合

- 同一世帯内で感染者が発生した場合は、保健所が濃厚接触者の特定・行動制限を求める。
なお、濃厚接触者の特定に当たっては、同一世帯内の全ての同居者が濃厚接触者となる旨を感染者に送付するメッセージに盛り込み周知する等の方法により感染者に伝達すること等をもって濃厚接触者として特定することがある。
- オミクロン株の特徴を踏まえ、同一世帯内において感染が疑われる事例が生じた場合には、何よりも迅速に感染拡大防止対策を講じることが必要であり、検査結果の判明や保健所等からの連絡を受けるまでの間においても、自主的な対策を速やかにとっていただくことをあらかじめ県民等に対して周知する。
- 特定された濃厚接触者の待機期間は、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を

講じた日のいずれか遅い方を0日目として、7日間（8日目解除）とする（※1）が、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査（※2）で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、5日目から解除を可能とする。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。

- 上記いずれの場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方（以下「ハイリスク者」という。）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関（以下「ハイリスク施設」という。）への不要不急の訪問（※3）、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスク着用することの感染対策求めることとする。

※1 ただし、当該同一世帯等の中で別の同居者が発症した場合は、改めてその発症日（当該別の同居者が無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算する。また、当該感染者が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合は、その発症日を0日目として起算する。

※2 抗原定性検査キットは自費検査とし、薬事承認されたものを必ず用いること。令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」に基づき、事業者が社会機能維持者に使用するために購入した抗原定性検査キットを活用することは差し支えない。また、事業主は業務の必要性を適切に判断し、業務に従事させる必要があると判断する場合には事業主として検査体制を確保するなど、従業員に過度の負担を強いることのないよう配慮すること。

※3 受診等を目的としたものは除く。

（2）事業所等（（3）及び（4）の施設を除く）で感染者が発生した場合

- 保健所が一律に濃厚接触者の特定や行動制限を求めるとはしない。このため、必ずしも行政検査の対象とはならない。
- ただし、同時に多数の感染者が発生し、感染拡大の場となっている可能性がある状況や、基本的な感染対策を行わずに飲食を共にするなど感染リスクの高い場合等、さらなる感染対策の必要性が認められる場合における保健所による調査や、感染対策の協力要請を実施することがある。
- 上記を踏まえ、県民や事業所等においては、感染者が発生した場合に、以下の点を参考に、状況に応じて自主的な感染対策を徹底いただきたい。
 - 同一世帯内以外の事業所等で感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要がないこと。
 - 事業所等で感染者と接触（※）があった者は、接触のあった最後の日から一定の期間（目安として7日間）はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えるよう、事業所内に周知すること。また、症状がある場合には、速やかに医療機関を受診することを促すこと。

- 事業所等で感染者と接触（※）があった者のうち、感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等は、一定期間（例えば、5日間の待機に加えて自主的に検査など）の外出自粛を含めた感染拡大防止対策とすること。
 - 感染状況等に応じて、一般に、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めるここととする。
- ※ 感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触

（3）ハイリスク施設で感染者が発生した場合

- ・ 保健所が濃厚接触者を特定し行動制限を求める。
- ・ 特定された濃厚接触者の待機期間は、最終曝露日（感染者との最終接触等）から7日間（8日目解除）とするが、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査（(1)の※2参照）で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、5日目から解除を可能とする。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。
- ・ 上記いずれの場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問（(1)の※3参照）、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求める。
- ・ 濃厚接触者となった従事者は、待機期間中においても、一定の条件の下、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事を可能とする。
- ・ 早期探知・早期対応・早期治療が重症者の抑制に重要であることを改めてハイリスク施設に周知する。

（4）保育所（地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む）、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）で感染者が発生した場合

- ・ 保育所等が「濃厚に接触した者」を特定し、感染者との最終接触日から待機期間の間、リモートワーク等を活用しなるべく外出を避けて、毎日健康観察を行うよう求める。
- ・ 当該「濃厚に接触した者」の待機期間は、（3）の同一世帯以外の事業所等の濃厚接触者の待機期間と同様の取扱とする。
- ・ 「濃厚に接触した者」となった従事者は、待機期間中においても、一定の条件の下、毎日検査による業務従事を可能とする。

2 積極的疫学調査の実施について

重症化リスクが高い高齢者等の命と健康を守るため、保健所による積極的疫学調査は、入院医療機関、高齢者・障害児者入所施設等に重点的に実施する。

3 クラスター発生時などさらなる感染対策の必要性が認められる場合について

クラスター発生時などさらなる感染対策の必要性が認められる場合は、上記にかかわらず保健所による積極的疫学調査・濃厚接触者の特定等を行う場合がある。

（
　　栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
　　栃木県新型コロナウイルス生活相談センター
　　TEL 028-623-2826
）

警戒度レベル2

栃木県感染再拡大防止徹底期間

期間

令和4(2022)年3月22日(火)

～

令和4(2022)年4月10日(日)

実施内容

まん延防止等重点措置適用終了後も感染対策を講じつつ社会経済活動の回復を図るため、「栃木県感染再拡大防止徹底期間」として新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項により県民等に対して要請を行うとともに、必要な協力を働きかける。

措置区域

栃木県全域

期 間

令和4(2022)年3月22日(火)
～
令和4(2022)年4月10日(日)

【感染リスクの低減を図る取組】

● 基本的な感染対策の徹底の継続

- ワクチン接種者含め、「マスク着用」・「会話する=マスクする」・「手洗い」・「ゼロ密」・「換気」等の実践
- 外食の際は、とちまる安心認証店など、感染対策が徹底された飲食店を利用し、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を避ける
- 症状等がある場合などには、保健所等による濃厚接触者の特定等を待つことなく、出勤、登校等の自粛を含めた感染対策を自主的に講じる

● 人との接触機会の低減

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛
- 同一テーブルでの会食は4人以内(※)
- 会食は2時間以内とする

(慎重な移動)

- 県内・県外問わず、移動に際しては特に基本的な感染対策を徹底
- 移動先での感染リスクの高い行動を控える

- ・テレワーク、時差出勤、自転車通勤等、人との接触機会を低減する取組の継続・実施
- ・感染拡大防止のための適切な取組の実施
- ・基本的な感染対策の徹底
 - 手洗い・手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策
 - 「会話する＝マスクする」運動への参加
 - 「居場所の切り替わり」(休憩室・更衣室・喫煙室等)への注意
- ・業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底
- ・重症化リスクのある労働者（高齢者、基礎疾患有する者等）、妊娠している労働者及びそうした者が同居家族にいる者に対して、本人の申出に基づく在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の配慮
- ・「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施
- ・事業継続計画(BCP)の点検・見直し及び策定

春休み・年度末・年度始め を迎えるに当たっての協力要請

【特措法第24条第9項】

- 歓送迎会、新歓コンパ、飲食につながる謝恩会や花見及びこれに類するものについては、感染対策を万全に講じて行う

◎主な感染対策

会話する＝マスクする、同一テーブル4人以内、テーブル間の交流はしない
短時間（2時間以内）、とちまる安心認証店の利用

- 感染に不安がある場合は積極的に検査を受検（無料検査4/10まで延長）
- 県内・県外問わず、移動に際しては特に基本的な感染対策を徹底
- 移動先での感染リスクの高い行動を控える

●イベントの開催に関する協力要請【特措法第24条第9項】

栃木県全域

【開催に必要な要件】

- ① 全てのイベントにおいて「イベント開催時における必要な感染防止策」を主催者が徹底すること。
参加者もそれを十分理解するとともに、イベント前後の活動においても基本的な感染対策を徹底し、また、直行直帰すること
- ② イベントごとに「チェックリスト」または「感染防止安全計画」を作成すること
・5,000人超かつ収容率50%超のイベントについては「感染防止安全計画」を策定し、県所管課による確認を受けること
・それ以外のイベントについては「チェックリスト」を作成し、HP等で公表すること（終了後1年間保管）
- ③ 下記の人数上限等に沿った規模とすること

【人数上限等】

- 収容率又は人数上限のいずれか小さい方を限度とする。

| | | 収容率 | 人数上限 |
|-----------------|--------|------------------------|------------------------------|
| チェックリスト作成のみ | 大声なし※3 | 100%以内※1 | 5,000人又は収容定員50%の いずれか大きい方 |
| | 大声あり※3 | 50%以内※2 | |
| 「感染防止安全計画」策定・実施 | | 100%以内 「大声なし」の担保が前提 | 収容定員まで |

※1 収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること

※2 収容定員が設定されていない場合は、十分な人ととの間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保すること。間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること

※3 「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」を大声と定義する。

イベント開催等における必要な感染防止策 ①

| 項目 | 基本的な感染対策 |
|----------------------------|---|
| ①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底 | <ul style="list-style-type: none">□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる。<ul style="list-style-type: none">*大声を「観客等が、⑦通常よりもはるかに大きな声量で、①反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。*大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること*飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む*適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さんへ（新型コロナウイルス感染症）」参照 |
| ②手洗、手指・施設消毒の徹底 | <ul style="list-style-type: none">□こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施）。□主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施 |
| ③換気の徹底 | <ul style="list-style-type: none">□法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分間以上）の徹底<ul style="list-style-type: none">*室温が下がらない範囲での常時窓開けも可*屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定*必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討 |

イベント開催等における必要な感染防止策 ②

| 項目 | 基本的な感染対策 |
|------------|--|
| ④来場者間の密集回避 | <ul style="list-style-type: none">□入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施□休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や導線確保等の体制構築<ul style="list-style-type: none">* 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人との触れ合わない程度の間隔を確保する。□大声を伴わない場合には、人と人が触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保<ul style="list-style-type: none">* 「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2m、最低1m）空けること |
| ⑤飲食の制限 | <ul style="list-style-type: none">□飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底□食事中以外のマスク着用の推奨□長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛<ul style="list-style-type: none">* 発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保やマスクを外す時間を短くするため食事時間を見短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。□自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討） |

イベント開催等における必要な感染防止策 ③

| 項目 | 基本的な感染対策 |
|-------------|---|
| ⑥出演者等の感染対策 | <ul style="list-style-type: none"> □有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者（演者・選手等）の健康管理を徹底する。 <ul style="list-style-type: none"> * 体調が悪いときは医療機関等に適切に相談 □練習時等、イベント開催前も含め、声を発する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。 <ul style="list-style-type: none"> * 練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要 □出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）。 |
| ⑦参加者の把握・管理等 | <ul style="list-style-type: none"> □チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握 <ul style="list-style-type: none"> * 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用 * 原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底 □入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 <ul style="list-style-type: none"> * チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること □時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起 |

※上記に加え、県からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること

無料検査（感染拡大傾向時等の検査）の実施期間の延長について

感染拡大傾向時等の無料のＰＣＲ等検査について、
感染再拡大防止のため、実施期間を延長する。

【対象者】

県内在住の、感染不安を感じる住民の方（無症状者に限る）

【実施期間の延長】

現 状：令和4年1月4日から令和4年3月31日まで

延長後：令和4年1月4日から令和4年4月10日まで

（感染再拡大防止徹底期間の終期）

※ワクチン・検査パッケージ等を利用するための検査は、予定どおり令和4年3月31日をもって終了

※検査拠点数（3/11現在）：174ヶ所

同居家族等の濃厚接触者が有症状となった場合の対応について

感染拡大及び抗原定性検査キットの不足により、診療・検査医療機関への受診に一定の時間をする状況となっていたことから、令和4年1月29日以降、同居家族等の濃厚接触者が有症状となった場合、医師の判断により、検査を行わなくとも、臨床症状で診断することを可能とする取扱い（いわゆる「みなし陽性」）をしてきた。



抗原定性検査キットの供給の回復に伴い、医療機関における検査のひっ迫が解消されてきたことから、同居家族等の濃厚接触者が有症状となった場合、医師の判断により、検査を行わなくとも、臨床症状で診断することを可能とする取扱い（「みなし陽性」）を終了する。

**現行の取扱い（「みなし陽性」）について
令和4年3月31日をもって終了**

オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査について

3/16首相記者会見及び国事務連絡を踏まえ、オミクロン株の特徴(潜伏期間・発症間隔が短い)から、オミクロン株が主流の間は、濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査について、次のとおり実施する。

- 重症化リスクが高い高齢者等の命と健康を守るため、保健所による積極的疫学調査は、入院医療機関、高齢者・障害児者入所施設等を重点的に実施

濃厚接触者等の特定・行動制限

| | 濃厚接触者等の特定 | 待機期間 | 待機期間の特例 |
|------------------------------------|---|--|--|
| (1)同一世帯内で感染者が発生 | | | |
| (2)入院医療機関、高齢者・障害児者入所施設で感染者が発生した場合 | 保健所が濃厚接触者を特定し行動制限を求める | 原則7日間（8日目解除）。ただし、4・5日目に抗原定性検査キットで陰性確認した場合、5日目から解除可能とする（7日間は検温など自身による健康状態の確認等を求める） | 待機期間中においても、一定の条件の下、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事可能 |
| (3)保育所、幼稚園、小学校などで感染者が発生した場合 | 保育所、幼稚園、小学校等が「濃厚に接触した者」を特定し行動制限を求める | | |
| (4)事業所等で感染者が発生した場合 ((2)、(3)の場合を除く) | 保健所が一律に濃厚接触者の特定や行動制限を求めるとはしない 事業所等も「濃厚に接触した者」の特定や出勤を含む外出の制限を求める必要はない | 事業所等に対し、事業所等で感染者と接触のあった者は、一定の期間(7日間目安)、ハイリスク者との接触や不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等の感染リスクの高い行動を控えること等を事業所内に周知するよう呼びかけを行う | |

※クラスター発生時などさらなる感染対策の必要性が認められる場合は、上記にかかわらず保健所による積極的疫学調査・濃厚接触者の特定等を行う場合がある。

第2弾 県民一家族一旅行の再開について

県内観光需要回復のため、「第2弾 県民一家族一旅行」を再開します。

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 1 再開時期 | <u>4月11日(月)から販売及び利用開始(予定)</u> |
| 2 割引期間 | <u>当面、GW前まで(予定)</u> |
| 3 割引対象 | <u>栃木県民の県内宿泊又は日帰り旅行</u> |

※割引条件（ワクチン接種・検査陰性証明）等の詳細については、国の要綱改正を待って、後日、専用ホームページで公表します。

GoToEat キャンペーンの新規販売再開について

「GoToEat キャンペーン栃木食事券」については、
新規販売が再開され、利用期限が延長されます。

1 販売期間

4月11日(月)～24日(日) (予定)

2 利用期限

5月22日(日) (予定) ※従前：3月31日(木)

※詳しくは、「GoToEat キャンペーン栃木食事券」ホームページで
ご確認いただくか、コールセンターにお問い合わせください。

「食事券」に関するお問い合わせ
(購入者向けコールセンター)

(電話番号) 028-341-1647

(受付時間) 10時～17時 (土日・祝日を除く)

「加盟店」に関するお問い合わせ
(飲食事業者向けコールセンター)

(電話番号) 028-341-2550

(受付時間) 10時～17時 (土日・祝日を除く)



事務連絡
令和4(2022)年3月16日

各関係団体等の長様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

栃木県新型コロナウイルス生活相談センターの連絡先変更の周知について（依頼）

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

さて、県では、栃木県新型コロナウイルス生活相談センターを設置し、新型コロナウイルスに係る一般相談に対応して参りましたが、今般、当該センターの体制を見直すと共に、連絡先を別添のとおり変更することとしました。

つきましては、貴団体員等への周知について御協力くださるようお願いいたします。

〔 栃木県新型コロナウイルス感染症
対策本部事務局
(栃木県保健福祉部感染症対策課) 〕

令和4(2022)年4月1日から
栃木県新型コロナウイルス生活相談センターの
連絡先が変わります

0 5 7 0 – 6 6 6 – 9 8 3

受付時間

平日 午前9時から午後5時

取扱内容

県内の新型コロナウイルス感染症に関する情報提供
感染防止の取組に関する相談
各種相談窓口の案内（労働、経営、生活困窮など）



その他の新型コロナウイルスに関する相談について

県HPで各種相談窓口
をご案内しています→

- 発熱などの症状があるため受診できる医療機関を知りたい
- ワクチン接種に関する専門的な相談をしたい
(接種後の副反応など)

受診・ワクチン相談センター
0 5 7 0 – 0 5 2 – 0 9 2



(24時間対応)

日本語以外で相談したい

栃木県に住む外国人のための相談ホットライン
0 2 8 – 6 7 8 – 8 2 8 2
(24時間対応)